

令和3年第1回定例会 総務経済委員会 閉会中特定事件審査経過報告 委員会において確認した全庁的なハラスメント防止に関する条例案の検討経緯

令和2年6月に田中委員よりハラスメントを防止することの条例を検討することについて、ご提案をいただき、7月8日に牛久市を参考にした狭山市としての条例素案をご提示いただきました。この素案を基に、委員間討議を行い、様々な意見があった中で、市庁舎等で起こる全てのハラスメントの未然防止を目指すべき、ハラスメントが起きてしまった場合には職種が違っていても保証されるような救済手段を設けるべき、との観点から市長、議員、職員を含めた横断的なルールが必要であるという共通認識を持ちました。

7月29日には、狭山市職員のハラスメントの防止等に関する要綱について、執行部より説明を聞きました。加えて、狭山市議会政治倫理規程も確認をし、これらを踏まえた委員間討議を行い、現状の制度では、市長、議員、職員を含めた横断的な対応はできないことを確認しました。

8月19日には、教育現場におけるハラスメント防止について確認しました。職員のハラスメント防止要綱に関する委員間討議を行い、全体的にはよくできている、と評価したものの、相談のしやすさの向上、守秘義務への懸念、公平な判断のため、相談・審議する機関としての附属機関は外部にも設置することが必要であることを共通認識といたしました。また、職員同士の規定であるため、議員、市長等の想定がなされておりませんでした。外部の専門機関を設けるためには、条例で定めなければならないことを確認いたしました。

これまでの、ハラスメントの根絶を目指した3者共通のルールであること、外部の専門機関の設置することから、条例の制定が必要であることを確認し、素案を基に正副委員長で条例案の検討をすることとなりました。

9月28日には、条例の正副委員長案の提示を委員会に行いました。正副委員長案は前文、言葉の定義、未然防止、内部の相談員・外部の専門機関を規定した発生対策、その他、の5部構成でありました。この正副委員長案を基に、委員間討議を行いました。構成には変化なく、出された意見を踏まえたものを委員会素案とし、条例の提案に向け、委員会として取り組んで行くことが決まり、委員会素案を基に、執行部への説明を行っていくこととし、10月14日に総務部及び職員課への説明を行いました。

10月20日には、ハラスメント防止条例案検討担当委員として、田中委員、太田委員が選出され、以降の加筆・修正にご協力いただいています。

11月10日には、再度の委員間討議を行い、委員会素案の精度を上げ、11月12日に副市長への説明を行いました。

11月17日には、市議会全員協議会で議会への報告を行い、12月15日に職員組合への説明を経て、構成はそのままに、素案へ各方面よりいただいたご意見等を反映させてきました。特に、条例の実効性を高めるため、規則へ委任する条項を増やしました。

12月23日には、委員会案が固まり次第、パブリックコメントを行うことが決定いたしました。

令和3年1月15日に、正副委員長、条例案検討担当委員で作成した委員会素案を委員会に提示し、委員会案としての承認がされました。委員会案を基に2月からパブリックコメントを行うことを改めて決定し、以降の条例委員会案の修正等は正副委員長一任となりました。

この委員会案を基に、再度職員課と副市長へ説明を行いました。